一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市泉河内字カワソコ一九三四の三六・一九五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡香春町大字採銅所字才ヶ坂二二二の一・二三九・二四〇の一・二四二の一・二四二の二・二四五から二四七まで・二九五一の一五（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県津山市三浦字才ノ谷三八、四〇、四二、四三
二　(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字才ノ谷四三（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町青柳字高畦一一五九、一一六〇、一二〇一、字荒堀レ一二〇〇、一二〇二、一二〇六の一、一二〇六の二、一二〇七、字荒堀一二〇三、一二〇五、一二〇九、一二一〇
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高畦一一六〇・字荒堀一二一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市備中町平川字一ノ渡リ上エ七九六一、字一ノ渡リ上ミ七九六二、字一ノ渡リ下タ切七九六〇の一、七九六三の一、七九六四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字一ノ渡リ上ミ七九六二・字一ノ渡リ下タ切七九六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町田土字東山三〇七〇の一、三〇七〇の二、三〇七一の一、三〇七一の二、三〇七二、三〇七四から三〇八四まで、三〇八六の一、三〇八六の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東山三〇八六の一、三〇八六の五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町阿蘇野字平連二九五七の一、二九六〇の一、二九六〇の二、二九六一の一（次の図に示す部分に限る。）、二九六一の二、二九六一の四、二九六一の六、二九六三の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字平連二九六〇の一・二九六一の一・二九六一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二九六一の四、二九六一の六、二九六三の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也